

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

取締役社長 吉 田 政 雄

第187回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第187回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号

東京プリンスホテル 2階プロビデンスホール

会場を上記の場所に変更しておりますので、末尾の「株主総会会場略図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

（当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

報告事項 **第1号** 第187期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件

第2号 第187期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

付議事項 **第1号議案** 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

- (1) 本総会当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによりまして、議決権を行使いただくことができます。インターネットによる議決権行使につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- (2) 上記(1)による議決権の行使に際しましては、平成21年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 株主総会参考書類等に修正が生じた場合、当社ホームページ（<http://www.furukawa.co.jp/>）において、その内容をご通知いたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期の世界経済は、前半は原油をはじめとする資源価格が高止まりした一方、後半には、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が实体经济にも大きな影響を及ぼしました。米国においては内需が低迷し、雇用環境が悪化するなど景気の後退局面に入り、欧州においても個人消費の冷え込みや輸出の鈍化により景気が後退し、アジアにおいては、好調を維持していた中国経済の成長が欧米の景気後退の影響を受け鈍化するなど、世界経済は急速に悪化しました。わが国におきましては、当初、景気は底堅く推移したものの、世界経済が減速するなかで急激な円高の進行や輸出の減少等による企業収益の大幅な減少、雇用環境の悪化等により景気は後退し、世界的な金融危機以降は一段と悪化しました。

このような環境の下、当社グループにおきましては、送電・通信分野の電力ケーブルや光ファイバなどの伝送インフラ事業および電子機器部品・自動車部品分野における金属やプラスチック素材事業を重点的に展開するとともに、引き続き事業やグループ会社の再編を促進し、効率化やグループ経営体制の強化等を図ってまいりました。さらに、歩留や生産性の向上、徹底した経費の見直し等によるコストダウンやたな卸資産の削減・売掛債権の圧縮に取り組み、資産効率の向上につとめてまいりました。

当期の業績につきましては、前半はアジア・南米などの新興国における伝送インフラ事業が好調で、自動車関連製品も堅調に推移したものの、後半においては電子機器部品や自動車関連製品等における急激な在庫調整に加え、銅・アルミ地金価格急落の影響もあり、連結売上高は1兆328億円（前期比12.0%減）、うち海外売上高は3,176億円（前期比10.4%減）となりました。損益面につきましては、前半においては原油価格の高騰による影響があったものの、新興国における需要の伸びに支えられ前期比で増益となりましたが、後半からは売上の急激な減少により損益が大幅

に悪化し、コストダウンの諸施策によってもこれを補いきれなかったことなどから、連結営業利益は98億円（前期比79.9%減）となりました。これに加えて、円高による為替差損186億円が発生したこと等により連結経常損失は148億円（前期比556億円悪化）となりました。また、カナダおよび米国の子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益などにより総額265億円の特別利益を計上する一方、固定資産の減損損失や環境対策費用などの特別損失426億円が発生したほか、繰延税金資産の取崩しによって法人税等調整額が増加したため、連結当期純損失は374億円（前期比527億円悪化）となりました。

単独の業績につきましては、売上高は4,261億円（前期比20.0%減）、営業損失は97億円（前期比190億円悪化）、経常損失は35億円（前期比165億円悪化）、当期純損失は149億円（前期比253億円悪化）となりました。

次に、部門別の状況について、ご報告いたします。

〔情報通信部門〕

情報通信部門におきましては、南米でのLANケーブルや国内NGN（次世代光通信サービス）向け光部品の売上が好調に推移した反面、光ファイバケーブルの需要が国内外で低迷したこと等により、当部門の連結売上高は1,591億円（前期比2.5%減）となり、損益につきましても、製品価格の下落等があり、連結営業利益は93億円（前期比15.0%減）となりました。また、単独売上高は749億円（前期比8.6%減）となりました。

なお、光ファイバケーブルについて、国内では製造拠点（三重・千葉）の製造工程の見直しを行い、生産効率の向上および製造コストの削減を図りました。また、欧州では前期から増産設備投資を開始しておりますが、今後の欧州の需要回復期には業績に寄与する見込みです。

〔エネルギー・産業機材部門〕

エネルギー・産業機材部門におきましては、中国をはじめとする海外での高压電力ケーブルの売上が好調であったものの、産業用電線ケーブルや芯線、建材用発泡

プラスチック製品の需要が低迷し、さらに後半には電子機器部品市場の冷え込みによる半導体製造用テープの売上減少等があり、当部門の連結売上高は2,774億円（前期比11.9%減）となり、損益面でも、後半における急激な需要減少に加え、前半の原材料価格の高騰および後半の銅地金価格の急落による影響が大きく、連結営業利益は11億円（前期比86.8%減）となりました。また、単独売上高は1,202億円（前期比28.6%減）となりました。

なお、中国における旺盛な需要に対応するため、中国の当社100%子会社である瀋陽古河電纜有限公司において、高圧電力ケーブル増産のための設備投資を行いました。また、電力部品分野の再編・強化の一環として、高圧電力部品の製造子会社である株式会社井上製作所を株式交換により完全子会社化いたしました。

また、当社は、平成22年4月1日を目標に、当社100%子会社である古河エレコム株式会社（以下、古河エレコム）と昭和電線ホールディングス株式会社（以下、昭和電線HD）100%子会社の昭和電線ケーブルシステム株式会社の建設・電販市場向け汎用電線ならびに電線周辺機材の営業部門を統合することについて、昭和電線HDと合意いたしました。本統合により、主要品種のブランド統一を図るとともに、両社の販売・物流拠点の整理統合や効率化を図り、より高いレベルでのお客様サービスの向上につとめてまいります。

〔金属部門〕

金属部門におきましては、前半はリチウムイオン電池用銅箔等の売上が好調であったものの、後半には需要が落ち込み、また電子機器部品市場の冷え込みによりデジタル機器向け銅条やエアコン用銅管、携帯電話向け銅箔が低迷し、当部門の連結売上高は1,702億円（前期比20.3%減）となり、損益につきましても、下期の売上減少の影響が大きく、原価低減の成果も見込みを下回ったことから、連結営業損失は49億円（前期比110億円悪化）となりました。また、単独売上高は1,025億円（前期比20.8%減）となりました。

[軽金属部門]

軽金属部門におきましては、前半は液晶製造装置向け等のアルミ厚板や一般汎用材の売上が好調に推移しましたが、後半には、自動車関連製品等における在庫調整やアルミ地金価格の急落を見越した買い控えにより製品需要が大幅に減少したこと等の影響により、広範な分野において売上数量が減少し、当部門の連結売上高は2,340億円（前期比9.5%減）となりました。損益面では、売上数量の減少に加え、税制改正による減価償却費増加の影響により、連結営業損失は4億円（前期比127億円悪化）となりました。

[電装・エレクトロニクス部門]

電装・エレクトロニクス部門におきましては、前半は当社製品を搭載した軽自動車等の車種の販売が順調であったことからワイヤーハーネスの売上が堅調に推移したものの、後半の電子機器部品市場の低迷による巻線やメモリーディスク用アルミブランク材、ヒートシンク（電子機器用放熱部品）の需要減少等により、当部門の連結売上高は2,238億円（前期比16.7%減）となり、損益につきましても、コストダウンのための諸施策では売上減少の影響を補うことができず、連結営業利益は25億円（前期比72.6%減）となりました。また、単独売上高は1,241億円（前期比16.3%減）となりました。

なお、巻線事業につきましては、当社グループ内において類似する事業の統合と連携強化を推進するため、本年4月、当社、理研電線株式会社および東京特殊電線株式会社の同事業を当社が設立した古河マグネットワイヤ株式会社に統合することに合意いたしました。

[サービス等部門]

サービス等部門におきましては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループの各事業のサポート、不動産の賃貸等を行っておりますが、当部門の連結売上高は413億円（前期比9.7%減）、連結営業利益は18億円（前期比16.5%増）となり、単独売上高は44億円（前期比4.4%減）となりました。

[部門別連結売上高および連結営業利益]

(単位：百万円)

部門名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益	前期比増減額
情報通信部門	159,062	△ 4,054	9,332	△ 1,650
エネルギー・産業機材部門	277,398	△ 37,636	1,076	△ 7,056
金属部門	170,245	△ 43,494	△ 4,874	△ 10,965
軽金属部門	234,032	△ 24,520	△ 350	△ 12,747
電装・エレクトロニクス部門	223,797	△ 44,764	2,482	△ 6,589
サービス等部門	41,339	△ 4,460	1,770	250
消去または全社	△ 73,069	17,492	314	63
合計	1,032,807	△ 141,439	9,752	△ 38,694

[事業の譲渡、吸収分割等企業再編行為等の状況]

当期におきましても、前期に引き続き、事業やグループ会社の再編を積極的に推進しました。その主なものは、次のとおりです。

理研電線(株)の100%子会社化 (平成20年4月)	当社は子会社の理研電線(株) (以下「理研」) との間で株式交換を実施し、同社を100%子会社としました。なお、平成21年4月には、当社、理研および東京特殊電線(株) (以下「東特」) の巻線事業に関し、東特は事業譲渡、当社および理研は会社分割により、それぞれ古河マグネットワイヤ(株) (当社100%出資子会社) に承継することを合意しております (平成22年4月稼働開始予定)。
電解銅箔事業の統合 (平成20年10月)	当社は、電解銅箔事業の更なる発展を目指し、電解銅箔製品の製造子会社である古河サーキットフォイル(株)を吸収合併いたしました。電解銅箔事業を金属部門の中核事業と位置づけ、人的資源をこれまで以上に投入し、同事業の総合力強化を図ってまいります。
電力部品分野の再編・強化 (平成20年10月)	当社は、電力部品分野の再編・強化の一環として、固有技術に強みを持つ(株)井上製作所との株式交換を実施し、同社を100%子会社としました。同社を当社グループ内の電力部品分野の中核会社と位置づけ、事業基盤の強化や新製品の創出を図ってまいります。

北米事業再編 (平成21年3月)	従来持株会社形態で運営していた北米事業について、北米市場における顧客ニーズに迅速に対応するとともに効率的な事業拡大を図るため、カンパニー制のもと、製造・販売を一貫して統治する事業体制へ再編を行いました。この一環として、持株会社Furukawa Electric North America, Inc. を平成20年12月に、販売会社Furukawa America, Inc. (以下FAI) を平成21年3月にそれぞれ解散いたしました。なお、FAIの業務はOFSおよびFurukawa Electric North America APD, Inc. (平成21年3月31日にAmerican Furukawa, Inc. に商号変更) に移管されました。
テープ事業の統合 (平成21年4月)	電気絶縁・防水および防食用途テープ、放熱・熱伝導性シート等の製造販売を担うエフコ(株)を当社に吸収合併しました。同社の統合により、管理部門等の経営効率化、同事業の総合力強化と更なる発展を目指します。

(注) 上表には、会社法施行規則第120条第1項第5号ハ乃至ヘに基づき記載すべき事項を含め記載しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資は総額413億円で、その主なものは次のとおりです。

① 当期中に完成した主要設備

電線製造設備の増強	瀋陽古河電纜有限公司(中国、エネルギー・産業機材部門)
ガラス基板量産体制の構築	当社 電装・エレクトロニクスカンパニー
大型基板ホルダーの増産	古河スカイ(株)(軽金属部門)
軽金属製品の生産品種集約のための設備改造等	古河スカイ(株)(軽金属部門)

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

光ファイバケーブル製造設備の増強	OFS(ドイツ、情報通信部門)
光ファイバケーブル製造設備の増強	PT. Furukawa Optical Solutions Indonesia(インドネシア、情報通信部門)
発泡製品の増産	トロセレン(ロシア、エネルギー・産業機材部門)
銅条製品製造設備の増強	当社 金属カンパニー
電解銅箔製造設備の増強	当社 金属カンパニーおよび台日古河銅箔股份有限公司(台湾、金属部門)

圧延機モーターAC化更新	古河スカイ(株) (軽金属部門)
アルミ押出製品の増産	古河(天津)精密鋁業有限公司 (中国、軽金属部門)

(3) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債、商業ル・ペーパーの発行、手形割引、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。当期につきましては、在庫や機械装置等の動産を対象に、担保権信託（セキュリティトラスト）を活用した新しい資金調達契約を締結しました。

また、当社グループでは、当社および子会社33社が、当社100%子会社の古河ファインانس・アンド・ビジネス・サポート株式会社が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参加し、資金の効率化と有利子負債の削減を図っています。

なお、当期末の連結有利子負債は3,831億円で、前期末比159億円減少しました。

(4) 対処すべき課題

1) コンプライアンス体制の強化

当社グループでは、他業界での事例を契機として、日本工業規格（JIS規格）に義務づけられた性能試験の実施状況について総点検を行った結果、大阪事業所の銅・銅合金の板・管製品の一部について、JIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出していることが判明し、平成20年8月にJISマーク認証の取消処分を受けました。また、架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、平成19年2月までの間に独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、平成21年3月30日付で排除措置命令および課徴金納付命令（課徴金の額：7億9,313万円）を受けました。当社では、コンプライアンス体制を整備し、法令とルールの遵守を「古河電工グループ企業行動憲章」および「CSR行動規範」に掲げ、全役員に周知徹底を図ってまいりましたが、こうした事態を招いてしまったことは誠に遺

憾であり、株主の皆様をはじめ関係の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、これらの事実を厳粛かつ真摯に受けとめ、今後、法令遵守の徹底をさらに強化し、グループ一丸となって信頼の回復に取り組んでまいります。なお、JIS性能試験問題に関しましては、品質管理体制の見直しや標準類の改訂等の再発防止策を講じ、平成21年4月9日には認証を再取得いたしました。独占禁止法違反に関しましては、営業担当者に対する教育やルールの再徹底、モニタリングの強化等の再発防止策を講じてまいります。

2) 厳しい経営環境への対応

今後の世界経済につきましては、米国・欧州等における需要低迷および新興国の成長鈍化により、景気は引き続き停滞することが見込まれ、経営環境はさらに厳しさを増してくるものと予想されます。

このような環境の中、当社が3年前に策定した中期経営計画「イノベーション09」は、経済情勢が策定時点の見通しとは著しく変化しており、現在、新たな中期経営計画の策定に着手したところです。当社グループといたしましては、まずは徹底した固定費の削減・原価低減、たな卸資産の削減や売掛債権の圧縮等を推進し、今後予想される厳しい経済環境でも収益を確保できるよう、体質の強化につとめてまいります。また、今後の経営について次のとおり方向性を定めております。

- ①通信・電力分野の伝送インフラ事業のグローバル展開
- ②電子・自動車部品分野での素材で差別化したニッチ事業におけるポジション強化
- ③銅加工事業や巻線事業等の伝統的事業の統合・再編の推進による効率化

これらに基づき、グループ全体での資産効率を向上させて財務体質の改善を図るとともに、引き続きグループ経営体制の強化の観点からも、事業やグループ会社の再編を促進してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第184期 平成17年度	第185期 平成18年度	第186期 平成19年度	第187期 (当期) 平成20年度
売上高(百万円)	872,535	1,104,709	1,174,247	1,032,807
営業利益(百万円)	37,430	53,632	48,447	9,752
経常利益(百万円)	46,966	49,589	40,831	△14,788
当期純利益(百万円)	25,508	29,765	15,291	△37,405
1株当たり当期純利益(円)	36.94	42.16	21.81	△53.34
総資産(百万円)	1,052,256	1,096,708	1,014,777	845,658
純資産(百万円)	223,243	316,302	294,982	190,428

(注) 第185期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第184期 平成17年度	第185期 平成18年度	第186期 平成19年度	第187期 (当期) 平成20年度
売上高(百万円)	382,468	500,436	532,665	426,125
営業利益(百万円)	11,381	14,123	9,319	△9,713
経常利益(百万円)	14,017	16,173	12,991	△3,490
当期純利益(百万円)	9,360	15,555	10,446	△14,850
1株当たり当期純利益(円)	13.53	22.03	14.90	△21.18
総資産(百万円)	588,262	612,880	537,804	474,308
純資産(百万円)	158,877	166,832	145,978	113,371

(注) 第185期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成21年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
古河スカイ株式会社	16,528百万円	53.00%	アルミニウム製品の製造・販売
日本製箔株式会社	1,924百万円	40.87%	アルミニウム製品の製造・販売
古河総合設備株式会社	1,817百万円	58.36%	電気、建築、土木その他各種工事の設計、施工の請負
古河電池株式会社	1,640百万円	58.06%	電池の製造・販売
F C M 株式会社	687百万円	55.19%	金属めっき製品等の製造・販売
古河 A S 株式会社	3,000百万円	100%	自動車用ワイヤーハーネス・電装部品の製造・販売
理研電線株式会社	1,870百万円	100%	電線、プラスチック製品等の製造・販売
古河産業株式会社	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線株式会社	489百万円	43.48%	メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線株式会社	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
奥村金属株式会社	310百万円	100%	銅製品、アルミニウム製品等の加工・販売
古河物流株式会社	292百万円	100%	貨物運送等
古河エレコム株式会社	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
OFS Fitel, LLC (米国)	2,152百万米ドル	100%	光ファイバ・光部品の製造・販売
American Furukawa, Inc. (米国)	17百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)	124万リアル	100%	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブルの製造・販売
瀋陽古河電纜有限公司 (中国)	229百万円	100%	電線等の製造・販売
Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)	480万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
Trocellen GmbH (ドイツ)	8,500千ユーロ	60%	発泡製品の製造・販売

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万 米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
P. T. Tembaga Mulia Semanan (インドネシア)	18,367百万 ルピア	42.42%	銅荒引線の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。

2. 前期重要な子会社として記載してございました古河サーキットフォイル(株)は当社との合併により、またFurukawa Electric North America, Inc.は清算により除外し、新たにAmerican Furukawa, Inc.を追加しております。

(7) 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

部 門 名	主 要 な 事 業 内 容
情 報 通 信 部 門	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、半導体光デバイス、電子線材、光関連部品、ネットワーク機器、光ファイバケーブル付属品・工事、CATVシステム、無線製品など
エ ネ ル ギ ー ・ 産 業 機 材 部 門	銅線・アルミ線、電力ケーブル、被覆線、防災製品、電力ケーブル付属品・工事、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電材製品、床暖房など
金 属 部 門	伸銅品(板・条・管・棒・線)、機能表面製品(メッキ)、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料(形状記憶・超弾性合金ほか)など
軽 金 属 部 門	アルミニウムの板材、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品など
電 装 ・ エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス 部 門	自動車用部品・ワイヤーハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、メモリーディスク用アルミ基板、電池など
サ ー ビ ス 等 部 門	物流、情報処理、ソフトウェア開発、不動産賃貸等のサービス事業など

(8) 主要な営業所および工場等（平成21年3月31日現在）

① 当社

- ・ 本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ・ 営業所：関西支社（大阪市）、中部支社（名古屋市）、九州支社（福岡市）
- ・ 工 場：千葉事業所（千葉県市原市）、日光事業所（栃木県日光市）、平塚事業所（神奈川県平塚市）、三重事業所（三重県亀山市）、大阪事業所（兵庫県尼崎市）
- ・ 研究所：横浜研究所（横浜市）

② 子会社

- ・ 製造・販売会社：古河スカイ(株)（本社：東京都千代田区、工場：福井県坂井市、埼玉県深谷市）、日本製箔(株)（本社：東京都千代田区、工場：栃木県下都賀郡、滋賀県草津市）、古河電池(株)（本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市）、F C M(株)（本社・工場：大阪市）、古河A S(株)（本社・工場：滋賀県犬上郡、工場：三重県亀山市）、理研電線(株)（本社：東京都中央区、工場：新潟市）、岡野電線(株)（本社・工場：神奈川県大和市）、古河電工産業電線(株)（本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市、山梨県甲府市）、奥村金属(株)（本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市）、OFS Fitel, LLC（米国）、American Furukawa, Inc.（米国）、Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.（タイ）、P.T.Tembaga Mulia Semanan（インドネシア）、Trocellen GmbH（ドイツ）
- ・ 販売会社等：古河総合設備(株)（本社：東京都大田区）、古河産業(株)（本社：東京都港区）、古河エレコム(株)（本社：東京都千代田区）、古河物流(株)（本社：東京都千代田区）、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）

(9) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

部門名	従業員数	前期末比
情報通信部門	5,395名（1,003名）	347名増（2名減）
エネルギー・産業機材部門	3,969名（478名）	12名増（19名増）
金属部門	3,002名（1,276名）	2名増（322名増）
軽金属部門	3,786名（-）	5名減（-）
電装・エレクトロニクス部門	19,108名（465名）	613名減（47名増）
サービス等部門	2,167名（977名）	15名増（14名増）
合計	37,427名（4,199名）	242名減（400名増）

(注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。

2. 「従業員数」欄の（ ）内は、当社の従業員数となります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
4,199名	41.3才	18.7年

(注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	93,400百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	28,123百万円
朝日生命保険相互会社	26,531百万円

2. 当社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	2,500,000,000株	706,554,179株	69,549名
優先株式	50,000,000株	-	-
劣後株式	46,000,000株	-	-

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	43,167,000株	6.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	35,979,000株	5.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	31,020,000株	4.42%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	22,928,250株	3.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	22,379,000株	3.19%
朝日生命保険相互会社	16,060,500株	2.29%
古河機械金属株式会社	13,290,455株	1.89%
日本生命保険相互会社	11,895,000株	1.69%
富士電機ホールディングス株式会社	11,000,000株	1.57%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	10,919,000株	1.55%

(注) 1. 出資比率は自己株式（4,134,874株）を控除して計算しております。

2. 朝日生命保険相互会社については、上記16,060,500株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,500,000株あります。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

平成21年3月31日現在において当社役員が保有している新株予約権の状況は、以下のとおりです。

〔旧商法第280条ノ20および第280条ノ21に定める新株予約権〕

		第181回定時株主総会決議（平成15年6月27日開催）
新株予約権の数		265個
目的となる株式の種類		普通株式
目的となる株式の数		265,000株
発行価額		無償
権利行使の価額		333円
権利行使期間		平成17年7月1日～平成21年6月30日
主な新株予約権の行使の条件		<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役または執行役員の地位を失った後も、2年以内に限り権利を行使することができる。 ・権利者が死亡した場合、相続人が権利行使をすることができる。
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数： 3名 保有数： 120個 目的となる株式の数： 120,000株
	社外取締役	保有者数： 1名 保有数： 10個 目的となる株式の数： 10,000株

(注)「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)の適用はありません。

4. 当社役員に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況および兼職の状況（※は他の法人等の代表状況）
石原 廣司	取締役会長（代表取締役、CEO）	
吉田 政雄	取締役社長（代表取締役、COO）	
吉野 哲夫	取締役（非常勤）	古河機械金属株式会社取締役会長（※） 株式会社トウベ監査役
金子 崇輔	取締役（非常勤）	株式会社神戸製鋼所監査役
藤田 純孝 （*）	取締役（非常勤）	株式会社オリエントコーポレーション 取締役 日本興亜損害保険株式会社監査役
北野谷 惇	取締役（執行役員副社長、CMO）	Asia Vital Components Co., Ltd. 董事 愛知電機株式会社取締役
中野 耕作	取締役（執行役員専務、CPO兼CTO兼研究開発本部長）	
室田 勝比古 （*）	取締役（執行役員常務、情報通信カンパニー長）	大明株式会社取締役
櫻 日出雄	取締役（執行役員常務、CFO）	古河スカイ株式会社監査役
立川 直臣 （*）	取締役（執行役員常務、CSO兼経営企画室長）	
柳本 正博 （*）	取締役（執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長兼同カンパニー自動車部品事業部長）	
佐藤 哲哉	取締役（執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長）	
小川 博正	監査役（常勤）	東京特殊電線株式会社監査役 古河電池株式会社監査役
伊藤 隆彦 （*）	監査役（常勤）	

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況および兼職の状況（※は他の法人等の代表状況）
藤田 讓	監査役（非常勤）	朝日生命保険相互会社取締役会長（※） 社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長（※） 富士急行株式会社取締役 株式会社ADEKA監査役 横浜ゴム株式会社監査役 日本ゼオン株式会社監査役 日本通運株式会社監査役 富士電機ホールディングス株式会社監査役 日本軽金属株式会社監査役
工藤 正	監査役（非常勤）	富士電機ホールディングス株式会社取締役 明治製菓株式会社取締役 朝日生命保険相互会社取締役 伊藤忠商事株式会社監査役

- (注) 1. 取締役吉野哲夫、金子崇輔および藤田純孝の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役藤田讓、工藤正の両氏は、社外監査役です。
3. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役小川博正氏は、当社グループにおいて法務、財務、会計部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役伊藤隆彦氏は、当社グループにおいて会計、資材、人事総務部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役藤田讓氏は、金融機関の代表取締役をつとめ、また、財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役工藤正氏は、金融機関の代表取締役を歴任しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
4. 上記*印の各氏は、平成20年6月26日開催の第186回定時株主総会において、新たに取締役および監査役に選任され、就任いたしました。
5. 次の各氏は、第186回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役および監査役を退任いたしました。
- 取締役 和田紘、氏平親正、上倉康弘
- 監査役 竹内浄

各チーフ・オフィサーの所管部門は次のとおりです。

CMO	営業企画部、グループ総合技術展企画室、関西支社、中部支社、九州支社、北海道支社、東北支社、中国支社
副CMO	グループ営業推進部
CPO	資材部、生産技術部、品質管理推進室、原価低減推進部
CTO	研究開発本部、知的財産部
CFO	経理部
CSO	法務部、人事総務部、経営企画室、全社資産運用・企画チーム、経営研究所
CSRO	CSR推進本部

【ご参考】当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
氏 平 親 正	執行役員常務（金属カンパニー長）
進 藤 俊 一	執行役員常務（エネルギー・産業機材カンパニー長兼同カンパニー エネルギー事業部長）
林 田 収 二	執行役員（American Furukawa, Inc. 社長）
服 部 吉 孝	執行役員（エネルギー・産業機材カンパニー副カンパニー長兼同カンパニー産業機材事業部長兼副CMO兼グループ営業推進部長兼グループ総合技術展企画室長）
中 村 一 則	執行役員（研究開発本部副本部長兼同本部企画部長）
白 澤 徹	執行役員（原価低減推進部長）
素 谷 順 二	執行役員（電装・エレクトロニクスカンパニー エレクトロニクス・コンポーネント事業部長）
上 山 倫 生	執行役員（エネルギー・産業機材カンパニー産業機材事業部AT製品部長）
柴 田 光 義	執行役員（金属カンパニー副カンパニー長）
吉 田 康 夫	執行役員（関西支社長兼同支社北陸支店長）
安 永 哲 郎	執行役員（中部支社長）
川 田 健 二	執行役員（金属カンパニー銅箔事業部長兼同事業部開発部長）

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	15名 (3名)	343百万円 (19百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	71百万円 (13百万円)
計 (うち社外役員)	20名 (5名)	415百万円 (33百万円)

- (注) 1. 株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず)、監査役報酬限度額は年額78百万円であります。
2. 上表の員数および支給額には、第186回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
3. JISマーク認証取消処分を受け、取締役中野耕作は報酬の減額処分がなされ、また代表取締役石原廣司および吉田政雄は、報酬の一部返上を行っております。
4. 厳しい決算状況に鑑み、常勤の取締役への報酬支給額は平成21年1月分より減額されており、常勤の監査役も報酬の一部返上を行っております。さらに、業務執行取締役の報酬の一部を業績連動分としておりますが、平成20年度の業績連動分は支給しないこといたしました。
5. 上表の支給のほか、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおり、取締役4名(うち社外取締役1名)は、平成15年に発行されたストックオプションとしての新株予約権を保有しております。
6. 上表のほか、第184回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役6名に対し105百万円(うち社外取締役2名に対して2百万円)、監査役3名に対して6百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円)あります。

(3) 社外役員に関する事項

1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

① 社外取締役

吉野哲夫氏は、古河機械金属株式会社の代表取締役会長です。

② 社外監査役

藤田譲氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役会長であり、同社は当社との間に融資等の取引があります。

2) 他の会社の社外役員の兼任状況

① 社外取締役

吉野哲夫氏は、株式会社トウペの社外監査役です。

金子崇輔氏は、株式会社神戸製鋼所の社外監査役です。

藤田純孝氏は、株式会社オリエントコーポレーションの社外取締役および日本興亜損害保険株式会社の社外監査役です。

② 社外監査役

藤田譲氏は、富士急行株式会社の社外取締役ならびに株式会社ADEKA、横浜ゴム株式会社、日本ゼオン株式会社、日本通運株式会社、富士電機ホールディングス株式会社および日本軽金属株式会社の社外監査役です。

工藤正氏は、富士電機ホールディングス株式会社、明治製菓株式会社および朝日生命保険相互会社の社外取締役ならびに伊藤忠商事株式会社の社外監査役です。

3) 社外役員の子な活動状況

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言の状況
吉野哲夫	21回中18回	非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験を有し、主に事業再編や各種年度計画等の議案につき、事業運営に関する判断軸や市場動向、環境問題に関する知見を提示するとともに、コンプライアンス体制整備に関する提言を行う等、活発な発言を行っております。
金子崇輔	21回中16回	金融機関の経営者を歴任した経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、主に事業計画や出資、リスクマネジメント等に関する議案につき、計画の内容を質し、グループ全体としてのリスク管理・回避の方策を例示し、またコンプライアンス意識の徹底を求める等、活発な発言を行っております。
藤田純孝	16回(*)中14回	商社の経営者としての豊富な知識・経験から、出資や企業会計、各種年度計画等の議案につき、方針を質し、グローバル経営の視点での提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発な発言を行っております。

(注) 社外取締役藤田純孝氏は、第186回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

② 社外監査役

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会	監査役会	
藤田 讓	21回中14回	8回中7回	金融機関の経営者や他社の社外役員としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会においては、リスク管理や機関投資家としての観点から、主に投資、事業再編やグループ会社の運営等に関する議案につき、内容を質し、またリスクを把握し、コンプライアンスに関する提言を行う等、活発に発言しております。 監査役会においては、コンプライアンス問題への対応、会計監査人の四半期レビュー結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行っております。
工藤 正	21回中18回	8回中8回	金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見を有し、取締役会においては、リスク管理等の観点から、主に事業再編や各種年度計画、リスクマネジメント等の議案につき、事業における適切な評価軸・観点を提示し、またコンプライアンス意識の徹底、グループ全体の管理体制の一層の向上を求める等、活発な発言を行っております。 監査役会においては、コンプライアンス問題への対応、J-SOX、内部統制整備の進捗状況の確認等について、活発な発言を行っております。

4) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、他業界での事例を契機として、当社グループ内で、JIS規格に義務づけられた性能試験の実施状況について総点検を行った結果、大阪事業所の銅・銅合金の板・管製品の一部について、JIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出していることが判明し、平成20年8月にJISマーク認証の取消の処分を受けました(平成21年4月9日認証を再取得)。また、架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、平成19年2月までの間に独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、平成21年3月30日付で排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

これらの判明時まで、社外取締役および社外監査役はいずれも当該事実を認識

しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しており、これらの事実の発生後、当該事実および対応方針が報告、審議された当社取締役会等においてコンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めました。

5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	358百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	332百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	90百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM株式会社ほか8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

① 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。

② 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号前段ならびに会社法施行規則（以下「規則」という）第100条第1項第4号）

- ・「古河電工グループ企業行動憲章」を倫理法令遵守の基本理念とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、コンプライアンス委員会を中心として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、コンプライアンス委員会が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を適宜取締役会へ報告する。
- ・監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（規則第100条第1項第1号）

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ・取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

③ 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制（規則第100条第1項第2号）

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、適宜取締役会へ報告される体制を構築する。
- ・各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を、定期的に取締役会へ報告する。

- ・「リスク管理基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、より体系的で遺漏のないリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーからなるCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を俯瞰し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。
 - ・CSR・リスクマネジメント委員会は、各関係会社・社内部門における情報セキュリティ体制の整備、地震などの災害時における事業継続計画の策定を推進するとともに、各種のリスクのうち、品質管理、安全環境などは特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4）
- ・「内部統制基本規程」に基づき、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムの構築・整備に関する基本方針を定めるとともに、システムの構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則第100条第1項第3号）
- ・中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、カンパニー長およびチーフ・オフィサーは、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
 - ・取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、カンパニー長およびチーフ・オフィサーの職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
 - ・部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則第100条第1項第5号）

- ・「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ・主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（規則第100条第3項第1号）

- ・監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。
- ・補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（規則第100条第3項第2号）

- ・補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（規則第100条第3項第3号）

- ・監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ・内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。
- ・取締役および担当部署責任者は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。

⑩ その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制（規則第100条第3項第4号）

- ・ 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ・ 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ・ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ・ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

〔2〕基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記〔1〕の基本方針の実現にも資するものと考えております。

1) 伸びる市場、伸びる商品の開拓

世界的な景気後退による厳しい経営環境の下、「イノベーション09」策定時から見通しが大きく異なっていることから、平成20年11月には今後の事業の方向性を次のとおり打ち出しております。

- ①通信・電力分野の伝送インフラ事業のグローバル展開
- ②電子・自動車部品分野での素材で差別化したニッチ事業におけるポジション強化
- ③銅加工事業や巻線事業等の伝統的事業の統合・再編の推進による効率化

この方針に基づき、各事業分野において伸びる市場・商品の開拓を推進するとともに、また資産効率の向上に努めてまいりました。

2) 事業やグループ会社の再編の推進

「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、当社は、国内外で事業やグループ会社の再編を積極的に推進し、有望な事業をもつ子会社の完全子会社化や合併による当社への吸収を行いました。

3) コンプライアンス体制のさらなる強化

当社は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、JIS性能試験問題および独占禁止法違反における処分を真摯に受けとめ、再発防止に向けて法令遵守の徹底を図り、信頼の回復につとめてまいりました。

〔3〕基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会で承認をいただき買収防

衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです（別紙ご参照）。

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入しております。

2. 本プランの対象となる買付

本プランの対象となる大規模買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は、結果として当社株式等の特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

3. 大規模買付ルール概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による評価検討の期間（60日または90日）が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める

対抗措置を取ることがあります (*)。

また、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、第三者委員会を設置しております。

取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(*) 具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

5. 本プランの有効期限および廃止

本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結時までです。有効期間内であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

[4] 基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、上述のとおり、厳しい経営環境の下、伸びる市場・商品の開拓を推進するとともに、事業やグループ会社の再編の推進およびコンプライアンス体制のさらなる強化等に努めてまいりました。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意識を重視するものであること

本プランは、平成19年6月開催の第185回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆様のご意思が反映されたものとなっております。

3) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様の意思を反映させることが可能となっております。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・ 田崎雅元（川崎重工業㈱取締役会長）
- ・ 松尾邦弘（弁護士、元検事総長）
- ・ 工藤 正（中央不動産㈱特別顧問、当社社外監査役）

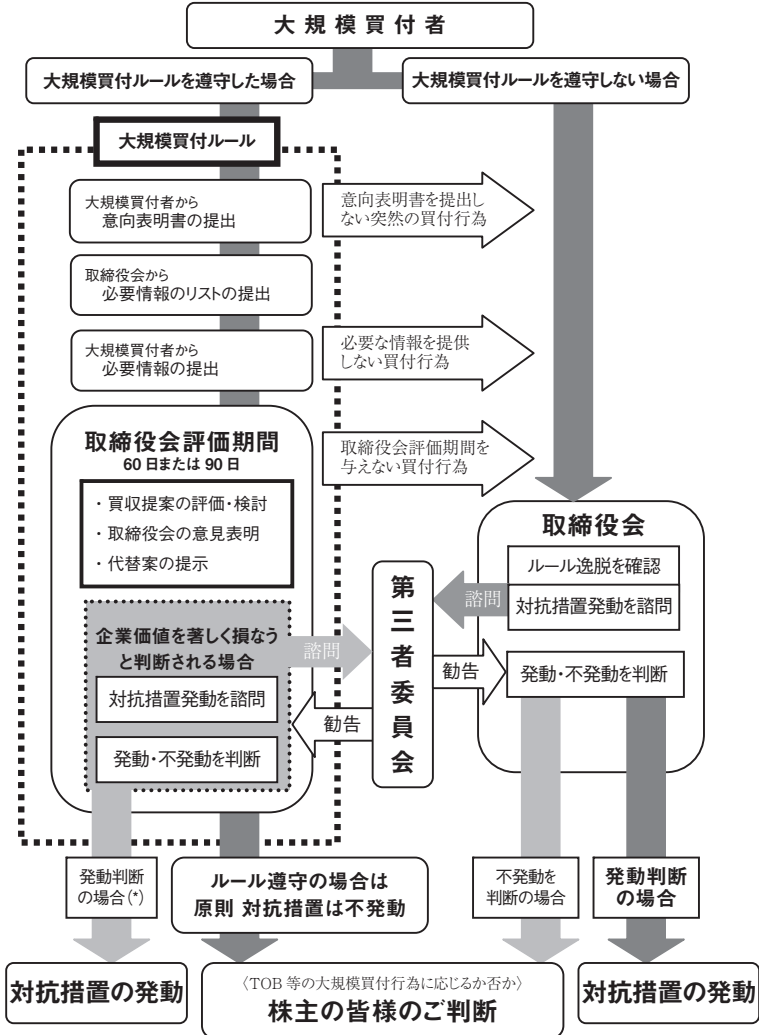
5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

以 上

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

本プランの概要 (大規模買付行為開始時のフローチャート)



(*) 例外的に対抗措置を発動する場合：
 グリーンメーラーである場合、焦土化経営・資産流用・一時的髙配当を目的とする場合等

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	397,264	流動負債	332,373
現金及び預金	56,477	支払手形及び買掛金	96,270
受取手形及び売掛金	180,928	短期借入金	151,852
有価証券	24	コマースナル・ペーパー	6,000
商品及び製品	27,842	社債	2,295
仕掛品	29,283	未払法人税等	2,858
原材料及び貯蔵品	36,003	繰延税金負債	18
繰延税金資産	6,945	製品補償引当金	5,230
その他の貸倒引当金	△ 1,889	その他	67,849
固定資産	448,394	固定負債	322,855
有形固定資産	312,073	社債	72,880
建物及び構築物	250,225	長期借入金	150,087
機械装置及び運搬具	618,677	繰延税金負債	3,862
工具、器具及び備品	78,771	退職給付引当金	72,442
土地	84,286	環境対策引当金	13,652
リース資産	446	その他	9,930
建設仮勘定	15,534	負債合計	655,229
減価償却累計額	△ 735,868		
無形固定資産	20,724	(純資産の部)	
のれん	9,225	株主資本	154,280
その他	11,499	資本金	69,375
		資本剰余金	21,448
		利益剰余金	65,737
		自己株式	△ 2,281
投資その他の資産	115,596	評価・換算差額等	△ 11,578
投資有価証券	82,304	その他有価証券評価差額金	12,616
資産	5,510	繰延ヘッジ損益	△ 5,465
長期貸付金	2,543	為替換算調整勘定	△ 18,729
繰延税金資産	15,788		
その他の貸倒引当金	14,245		
	△ 4,797	少数株主持分	47,727
		純資産合計	190,428
資産合計	845,658	負債及び純資産合計	845,658

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		1,032,807
売 上 原 価		899,409
売 上 総 利 益		133,397
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		123,645
営 業 利 益		9,752
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,424	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	291	
そ の 他	2,354	6,070
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,300	
為 替 差 損	18,566	
そ の 他	3,744	30,611
経 常 損 失		△ 14,788
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,539	
為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 益	18,514	
そ の 他	4,463	26,518
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	2,085	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,631	
減 損 損 失	13,304	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	12,482	
そ の 他	12,121	42,625
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△ 30,896
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,235	
法 人 税 等 調 整 額	10,497	12,732
少 数 株 主 損 失		△ 6,223
当 期 純 損 失		△ 37,405

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高	69,373	21,447	119,712	△ 5,147	205,384
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,890		△ 4,890
新株予約権行使	2	2			4
株式交換による減少			△ 312	2,984	2,671
当期純損失			△ 37,405		△ 37,405
連結子会社の増加に伴う減少高			△ 463		△ 463
連結子会社の減少に伴う減少高			△ 232		△ 232
持分法会社の増加に伴う増加高			47		47
持分法会社の減少に伴う減少高			△ 46		△ 46
在外子会社退職給付繰入額			△ 2,445		△ 2,445
自己株式の取得				△ 125	△ 125
自己株式の処分		△ 0	△ 1	7	4
在外子会社の会計基準統一に伴う減少高			△ 8,224		△ 8,224
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	2	1	△ 53,975	2,865	△ 51,104
平成21年3月31日 残高	69,375	21,448	65,737	△ 2,281	154,280

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	24,732	2,018	△ 200	26,550	63,046	294,982
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 4,890
新株予約権行使						4
株式交換による減少						2,671
当期純損失						△ 37,405
連結子会社の増加に伴う減少高						△ 463
連結子会社の減少に伴う減少高						△ 232
持分法会社の増加に伴う増加高						47
持分法会社の減少に伴う減少高						△ 46
在外子会社退職給付繰入額						△ 2,445
自己株式の取得						△ 125
自己株式の処分						4
在外子会社の会計基準統一に伴う減少高						△ 8,224
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△ 12,116	△ 7,484	△ 18,529	△ 38,129	△ 15,318	△ 53,448
連結会計年度中の変動額合計	△ 12,116	△ 7,484	△ 18,529	△ 38,129	△ 15,318	△ 104,553
平成21年3月31日 残高	12,616	△ 5,465	△ 18,729	△ 11,578	47,727	190,428

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

I. 連結の範囲に関する事項

1. 連結子会社の数 107社

主要な連結子会社の名称

古河スカイ(株)、日本製箔(株)、理研電線(株)、古河総合設備(株)、古河電池(株)、FCM(株)、OFS Fitel, LLC等。

古河電工(深セン)有限公司、蘇州古河電力光纜有限公司、PT. FURUKAWA OPTICAL SOLUTIONS INDONESIA、古河光纜(西安)有限公司は重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社とした。(株)明星電気商会は持分の取得により当連結会計年度より連結子会社とした。

FEJ HOLDING INC.、FEJ SALES INC.、FURUKAWA ELECTRIC NORTH AMERICA, INC.、古河電装配件(嘉興)有限公司他1社は清算により当連結会計年度より連結の範囲から除外した。古河サーキットフォイル(株)は当社との合併により消滅した。前連結会計年度に保有株式を売却したOptical Communication Products, Inc.他1社を当連結会計年度より連結の範囲から除外した。

アクセスケーブル(株)は九州ネットワークケーブル(株)に、東北古河電工(株)はアクセスケーブル(株)に、材工(株)は古河電工エコテック(株)に社名変更した。

2. 非連結子会社

Furukawa Electric Institute of Technology Co., Ltd.等。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産・売上高・損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

II. 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用会社の数 16社

主要な持分法適用会社の名称

(株)ビスキャス、東京特殊電線(株)、原子燃料工業(株)等。

STF Co., Ltd.は持分の増加により、また、Bridgnorth Aluminium Ltd.は持分の取得により、それぞれ当連結会計年度より持分法を適用した。

ブロードワイヤレス(株)、FEMCO MAGNET WIRE CORPORATIONは清算により当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外した。

2. 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

雲南銅業古河有限公司等。

(連結の範囲から除いた理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、その損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

Ⅲ. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的債券……………主に償却原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっていたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

これにより、営業利益は3,231百万円減少しており、経常損失は3,231百万円、税金等調整前当期純損失は3,912百万円、それぞれ増加している。

また、従来、当社の製品及び仕掛品の評価基準及び評価方法について半期別総平均法に基づく原価法を採用していたが、当連結会計年度より月次総平均法に基づく原価法に変更した。

この変更は、近年における銅等の主要原材料の市場価格の大幅な変動に対し、売上原価及びたな卸資産の貸借対照表価額を適切に反映させることで、財政状態及び経営成績をより適正に表示するために行ったものである。

なお、これに伴う営業利益、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微である。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）…定率法と定額法による。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）…定額法による。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっている。

なお、これに伴う営業利益、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微である。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正による法定耐用年数の変更に伴い耐用年数を見直した結果、有形固定資産の一部について、当連結会計年度より耐用年数を変更した。

これにより、営業利益は5,162百万円減少しており、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ5,162百万円増加している。

5. 繰延資産の処理方法

- (1)株式交付費……………支出時に全額費用として処理している。
- (2)社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。

6. 重要な引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

(追加情報)

当社及び連結子会社である古河スカイ(株)は、企業の安定経営と、従業員個々人の貢献度を合理的な形で退職金に反映させることを目的として、平成20年10月1日付けで、退職給付制度全体のポイント制退職金制度への変更、並びに適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行と一部確定拠出年金制度の新規導入を主な内容とする制度の改定を行った。

- (3)役員退職慰労引当金……………連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (4)製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。
- (5)環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル(PCB)の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

7. ヘッジ会計の方法

- (1)ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ……………借入金
為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等
地金先物取引……………原材料、仕掛品

(3)ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行なっている。

(4)ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。

8. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。

9. 連結子会社の

資産及び負債の評価に関する事項……………全面時価評価法を採用している。

10. のれん及び負ののれんの

償却に関する事項……………原則として5年間で均等償却を行っており、効果の発現する期間を合理的に見積ることが可能なものは、その見積り年数によっている。

11. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

IV. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。これに伴う営業利益、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微である。

2. 在外連結子会社等の収益及び費用の換算方法の変更

在外連結子会社等の収益及び費用は、従来、当該子会社等の決算日の為替相場により換算していたが、当連結会計年度より期中平均相場により換算する方法に変更している。

この変更は、在外連結子会社等の重要性が増加したことに伴い、連結会計年度を通じて発生する収益及び費用の各項目を決算日の為替相場により換算すると、為替相場の変動状況によっては在外連結子会社等の経営成績を正しく表示できない可能性があるため、これを回避し、より実情に即した企業状況を表示するために行ったものである。

これにより、営業利益は1,266百万円増加している。また、経常損失は1,838百万円、税金等調整前当期純損失は2,708百万円、それぞれ増加している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

現金及び預金	157百万円
建物及び構築物	11,871百万円
機械装置及び運搬具	4,495百万円
工具器具備品	412百万円
土地	8,138百万円
投資有価証券	18,349百万円
合計	43,425百万円

担保付債務は以下のとおりである。

短期借入金	14,863百万円
1年内償還予定の社債	150百万円
流動負債その他	457百万円
社債	167百万円
長期借入金	4,246百万円
固定負債その他	88百万円
合計	19,973百万円

2. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	656百万円
受取手形裏書譲渡高	16,516百万円

3. 偶発債務

保証債務額	19,011百万円
-------	-----------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	706,539	15	-	706,554
合計	706,539	15	-	706,554
自己株式				
普通株式	9,226	271	5,362	4,134
合計	9,226	271	5,362	4,134

普通株式の自己株式の株式数の増減は、単元未満株式の買取請求による取得(29,082株)および単元未満株式の買取請求による売渡(13,025株)のほか、理研電線(株)との株式交換および(株)井上製作所との株式交換における当社株式の割当(5,349,606株)、当社による古河サーキットフォイル(株)の吸収合併および上記株式交換に対する反対株主からの買取請求による取得等(242,074株)による。

2. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使が到来しているもの)の目的となる株式の種類及び数

平成15年6月27日開催の定時株主総会の決議における新株予約権 普通株式265千株

3. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,440	3.50	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	2,450	3.50	平成20年9月30日	平成20年12月5日

②当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,756	利益剰余金	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月26日

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 203円16銭
- 1株当たり当期純損失 53円34銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 当社が保有する関連会社の株式売却

平成21年4月30日、関連会社である原子燃料工業株式会社（当社保有議決権割合50%）の当社保有株式の一部について、ウェスチングハウス・エレクトリック・ユーカー・リミテッドへ売却する株式譲渡契約を締結した。また、当該契約に基づき、平成21年5月7日に520,000株（議決権割合26%）の売却を完了した。

（株式売却の概要）

- 売却株式数 520,000株（発行済株式総数2,000,000株に対する割合26.0%）
- 売却後の当社持株数 480,000株（議決権割合24.0%）
- 売却損益 およそ16億円の特別利益を計上する予定である。

【その他の注記】

該当事項はない。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	171,938	流動負債	139,246
現金及び預金	19,516	支払手形	728
受取掛手形	5,762	買掛金	48,466
未収掛手形	71,950	短期借入金	49,273
未収法人税等	6,730	コマーシャル・ペーパー	6,000
商品及び製品	3,356	未払金	8,236
仕掛品	8,168	未払費用	14,357
原材料及び貯蔵品	8,801	前払受金	1,631
前払渡金	199	預り原料	11
前払費用	686	製品補償引当金	2,920
繰延税金資産	3,793	環境対策引当金	1,062
短期貸付金	18,899	設備関係支払手形	120
未収入金	22,896	その他	6,437
貸倒引当金	△ 1,400		
	△ 224	固定負債	221,690
固定資産	302,369	社債	69,000
有形固定資産	110,723	長期借入金	100,256
建物	40,342	退職給付引当金	35,252
構築物	2,890	環境対策引当金	12,516
機械装置	31,847	その他	4,665
車両運搬具	183	負債合計	360,936
工具器具備品	2,212		
土地	24,435	(純資産の部)	
リース資産	77	株主資本	103,885
建設仮勘定	8,734	資本金	69,375
		資本剰余金	21,448
無形固定資産	2,601	資本準備金	21,448
ソフトウェア	2,219	利益剰余金	15,342
施設利用権	3	その他利益剰余金	15,342
特許権	28	固定資産圧縮積立金	3,310
その他	350	繰越利益剰余金	12,031
		自己株式	△ 2,281
投資その他の資産	189,045	評価・換算差額等	9,486
投資有価証券	43,340	その他有価証券評価差額金	12,216
関係会社株式	97,940	繰延ヘッジ損益	△ 2,730
関係会社出資金	29,565		
関係会社長期貸付金	7,095	純資産合計	113,371
繰延税金資産	6,270		
その他	9,094	負債及び純資産合計	474,308
貸倒引当金	△ 4,262		
資産合計	474,308		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		426,125
売 上 原 価		399,606
売 上 総 利 益		26,519
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		36,232
営 業 損 失		△ 9,713
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,118	
そ の 他	540	11,659
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,733	
そ の 他	1,703	5,436
経 常 損 失		△ 3,490
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	288	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,656	
関 係 会 社 特 別 配 当 金	4,140	
抱 合 わ せ 株 式 消 滅 差 益	11,754	
そ の 他	985	20,824
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	958	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,784	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,299	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	12,304	
そ の 他	6,389	34,736
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 17,402
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 4,113	
法 人 税 等 調 整 額	1,561	△ 2,551
当 期 純 損 失		△ 14,850

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金				
平成20年3月31日 残高	69,373	21,446	0	21,447	4,463	30,934	35,398	△ 5,147	121,070	
当期変動額										
新株予約権行使	2	2		2					4	
株式交換による減少							△ 312	△ 312	2,984	2,671
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 1,153	1,153			-	
剰余金の配当							△ 4,890	△ 4,890	△ 4,890	
当期純損失							△ 14,850	△ 14,850	△ 14,850	
自己株式の取得								△ 125	△ 125	
自己株式の処分			△ 0	△ 0			△ 1	△ 1	7	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	2	2	△ 0	1	△ 1,153	△ 18,902	△ 20,055	2,865	△ 17,185	
平成21年3月31日 残高	69,375	21,448	-	21,448	3,310	12,031	15,342	△ 2,281	103,885	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日 残高	23,986	921	24,908	145,978
当期変動額				
新株予約権行使				4
株式交換による減少				2,671
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△ 4,890
当期純損失				△ 14,850
自己株式の取得				△ 125
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 11,770	△ 3,651	△ 15,421	△ 15,421
当期変動額合計	△ 11,770	△ 3,651	△ 15,421	△ 32,607
平成21年3月31日 残高	12,216	△ 2,730	9,486	113,371

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1)満期保有目的債券……………償却原価法
 - (2)子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (3)その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、総平均法による原価法によっていたが、当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用している。

これにより、営業損失及び経常損失は、それぞれ812百万円増加し、税引前当期純損失は1,260百万円増加している。

また、従来、当社の製品及び仕掛品の評価基準及び評価方法について半期別総平均法に基づく原価法を採用していたが、当期より月次総平均法に基づく原価法に変更した。

この変更は、近年における銅等の主要原材料の市場価格の大幅な変動に対し、売上原価及びたな卸資産の貸借対照表価額を適切に反映させることで、財政状態及び経営成績をより適正に表示するために行ったものである。なお、これに伴う営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微である。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1)有形固定資産(リース資産除く)……………①建物(建物附属設備を除く)
法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法
- ②建物(建物附属設備を除く)以外
法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法。但し、千葉事業所素材工場、三重事業所素材工場・伸銅工場、大阪事業所、日光事業所伸銅工場・銅箔事業部は定額法による。
- (2)無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。その他は、法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法による。
- (3)長期前払費用……………均等償却
- (4)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナ

ス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当期より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっている。

これにより営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微である。

(追加情報)

法人税法の改正による法定耐用年数の変更に伴い耐用年数を見直した結果、有形固定資産の一部について、当期より耐用年数を変更した。これにより、営業損失、経常損失、及び税引前当期純損失はそれぞれ1,296百万円増加している。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理する。

(追加情報)

当社は、企業の安定経営と、従業員個々人の貢献度を合理的な形で退職金に反映させることを目的として、現行の退職給付制度の改定を行なうこととし、平成20年10月1日付で、退職給付制度全体のポイント制退職金制度への変更、並びに適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行と一部確定拠出年金制度の新規導入を主な内容とする制度の改定を行なった。

(3)製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。

(4)環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル(PCB)の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

7. 収益の計上基準……………一部の長期大型工事(工期が1年を超え、かつ請負金額が原則として10億円以上)については、工事進

行基準を採用している。

8. リース取引の処理方法……………リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっている。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(会計方針の変更点については、上記「4. 固定資産の減価償却の方法」の会計方針の変更に記載)

9. ヘッジ会計の方法

- (1)ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- 金利スワップ……………借入金
為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等
地金先物取引……………原材料

- (3)ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っている。

- (4)ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。

10. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。

11. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保提供資産

担保資産の内容およびその金額

建物	6,481百万円
土地	798百万円
投資有価証券	18,253百万円
合計	25,533百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	10,720百万円
長期借入金	680百万円
合計	11,400百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 285,789百万円

3. 保証債務 37,608百万円

(うち当社負担分 35,287百万円)

4. 受取手形裏書譲渡高	4,749百万円
5. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	55,715百万円
長期金銭債権	36,699百万円
6. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	36,912百万円
長期金銭債務	25百万円
7. 退職給付債務	
a. 退職給付債務	△49,402百万円
b. 年金資産	8,118百万円
c. 未積立退職給付債務 (a + b)	△41,284百万円
d. 未認識数理計算上の差異	6,031百万円
e. 退職給付引当金 (c + d)	△35,252百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高の総額

関係会社に対する売上高	165,090百万円
関係会社からの仕入高等	211,487百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	13,525百万円
2. 当期清算を行なった当社の100%子会社であるFEJ HOLDING INC.が、過年度に納付した法人税の還付をカナダ税務当局から受けた事により、同社より当社に対し分配された残余財産4,140百万円を関係会社特別配当金として特別利益に計上している。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	9,226,349株	271,156株	5,362,631株	4,134,874株

当期における増減は、単元未満株式の買取請求による取得（29,082株）および単元未満株式の買増請求による売渡（13,025株）のほか、理研電線(株)との株式交換および(株)井上製作所との株式交換における当社株式の割当（5,349,606株）、当社による古河サーキットフォイル(株)の吸収合併および上記株式交換に対する反対株主からの買取請求による取得等（242,074株）による。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,840百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	1,704百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	15,008百万円
関係会社株式評価損	11,060百万円
固定資産の減損損失	2,181百万円
税務上の繰越欠損金	61,010百万円
その他	9,056百万円
繰延税金資産小計	101,859百万円
評価性引当金	△ 79,761百万円
繰延税金資産合計	22,097百万円

2. 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 2,281百万円
その他有価証券評価差額金	△ 8,381百万円
その他	△ 1,371百万円
繰延税金負債合計	△ 12,033百万円
繰延税金資産の純額	10,064百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している資産として、OA機器、試験測定装置等がある。

【関連当事者との取引】

(1)当社の子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	古河AS㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の製造	製品の購入	73,960	買掛金	3,849
	古河産業㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	35,183	売掛金	7,851
	古河エレコム㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	15,372	売掛金	5,057
	P.T. Tembaga Mulia Semanan (インドネシア)	(所有) 直接 42.4	当社より原材料を供給、当社が同社製品を販売	債務保証	4,797	-	-
	㈱新満電	(所有) 直接 50.0 間接 50.0	当社製品の販売	製品の販売	11,474	売掛金	4,939
	古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート㈱	(所有) 直接 100.0	当社及び国内関係会社の貸付等の財務支援及びファクタリング	ファクタリング取引 グループファイナンス取引	54,286 13	買掛金 短期貸付金	14,304 13
関連会社	㈱ビスキャス	(所有) 直接 50.0	当社より原材料を供給	債務保証	12,593	-	-

(注)

1. 製品の販売及び購入については、市場価格などを勘案した上で一般の取引条件と同様に決定している。
2. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案した上で、両者の協議の上決定している。
3. FEJ HOLDING INC.との取引については、損益計算書に関する注記2を参照のこと。

(2)当社の役員および主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤田 謙	(被所有) 直接 0.0	当社監査役・朝日生命保険相互会社代表取締役会長	資金の借入	-	短期借入金	242
				資金の借入	12,500	長期借入金	12,783
				利息の支払	204	-	-

(注)

1. 資金の借入及び利息の支払については、監査役藤田 謙氏が代表権を有する第三者（朝日生命保険相互会社）との取引であり、他の金融機関との取引と同様、一般的な借入条件で行っている。
なお、資金の借入の取引金額は、当期における借入金額である。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 161円40銭
2. 1株当たり当期純損失 21円18銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 関連会社の株式売却

平成21年4月30日、関連会社である原子燃料工業株式会社（当社保有議決権割合50%）の当社保有株式の一部について、ウェスチングハウス・エレクトリック・ユークー・リミテッドへ売却する株式譲渡契約を締結した。また、当該契約に基づき、平成21年5月7日に520,000株（議決権割合26%）の売却を完了した。

（株式売却の概要）

(1)売却株式数 520,000株（発行済株式総数2,000,000株に対する割合26.0%）

(2)売却後の当社持株数 480,000株（議決権割合24.0%）

(3)売却損益 およそ54億円の特別利益を計上する予定である。

2. 会社分割による当社巻線事業部門の分社化

平成21年4月27日開催の当社取締役会において、当社は平成22年4月1日を期して巻線事業部門を会社分割し、子会社である古河マグネットワイヤ株式会社（平成21年4月22日設立、当社持株比率100%）に承継させることを決議し、同日付で平成22年4月1日を効力発生日（予定）とする分割契約を締結した。会社分割に関する事項の概要は次のとおりである。

（概要）

(1)会社分割の目的

巻線製品に対する顧客からの高機能化、低コスト化のニーズに対応することを目的とし、当社グループ一体となった組織で効率的な開発、製造を行うために、当社及び理研電線株式会社（子会社）からは会社分割による事業承継、東京特殊電線株式会社（関連会社）からは事業譲渡を受け、3社の巻線事業を古河マグネットワイヤ株式会社に集約する。同社が製造を担い、当社が当該製品を販売する予定である。

(2)会社分割の要旨

当社を分割会社とし、古河マグネットワイヤ株式会社を承継会社とする吸収分割であり、会社法第784条第3項の規定により、同法第784条第1項に定める株主総会の承認を得ないで分割（簡易分割）を行う。本件により当社の資本金は減少しない。

【その他の注記】

該当事項はない。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

古河電気工業株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒澤 誠 一 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 孝 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、在外連結子会社等の収益及び費用は、従来、当該子会社等の決算日の為替相場により換算していたが、当連結会計年度より期中平均相場により換算する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月30日、関連会社である原子燃料工業株式会社の保有株式の一部について、ウェスチングハウス・エレクトリック・ユークー・リミテッドへ売却する株式譲渡契約を締結した。また、当該契約に基づき、平成21年5月7日に520,000株の売却を完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

古河電気工業株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒澤 誠 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第187期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月30日、関連会社である原子燃料工業株式会社の保有株式の一部について、ウェスチングハウス・エレクトリック・ユーケー・リミテッドへ売却する株式譲渡契約を締結した。また、当該契約に基づき、平成21年5月7日に520,000株の売却を完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月27日開催の取締役会において、平成22年4月1日を期して巻線事業部門を会社分割し、子会社である古河マグネットワイヤ株式会社（平成21年4月22日設立）に承継させることを決議し、同日付で平成22年4月1日を効力発生日とする分割契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第187期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社全体の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況につきましては、重点的監査項目の一つとして設定し、監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の役員等及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別記帳）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に関する内部統制を含め、指摘すべき事項は認められませんでした。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、日本工業規格（JIS規格）に義務付けられた性能試験の実施状況について自主点検を行った結果、不備が判明し、大阪事業所の銅・銅合金の板・管製品の一部分について認証取消処分を講じております。この件に関しましては、品質管理体制の見直しや標準類の改訂等の再発防止策が適切に講じられており、平成21年4月9日に認証を再取得していることを確認しております。また、架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。この件に関しましては、社内外に周知するとともに、営業担当者に対する独占禁止法に関する教育や、同業者と面談する際のルールの再徹底とモニタリングの強化等の再発防止策を現在講じていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事項

当社は、平成21年4月27日開催の取締役会において、平成22年4月1日を期して巻線事業部門を会社分割し、子会社である古河マグネットワイヤ株式会社に移譲することを決議しております。この件につきましては特に指摘すべき事項はありません。

また、平成21年4月30日に、関連会社である原子燃料工業株式会社の保有株式1,000,000株について、ウェスチングハウス・エレクトリック・ユニーター・リミテッドへ売却する株式譲渡契約を締結し、当該契約に基づき平成21年5月7日に520,000株を売却しております。この件につきましては特に指摘すべき事項はありません。

平成21年5月7日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小川 博 正	㊟
常勤監査役	伊藤 隆彦	㊟
社外監査役	藤田 譲	㊟
社外監査役	工藤 正	㊟

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、株主の皆様へ安定的に配当することを基本としながら、長期的視野に立って今後の収益動向を見据えつつ、将来の事業展開に見合った配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期純損益が大幅な損失となり、引き続き財務体質を強化する必要があることなどの事情を勘案し、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが、次のとおり1株につき2円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金3円50銭を加えた年間配当金は、1株につき6円と前期に比し1円の減額となります。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭 総額1,756,048,263円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は振替制度に一斉に移行(株券電子化)されました。

これに伴い、現行定款第7条、第9条第2項および第11条第3項の株券の存在を前提とした規定を削除するとともに、同第11条第3項の実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除や用語の形式的変更等を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、その旨附則を設けるものであります。

なお、現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

- (2) 海外での事業展開において、海外の顧客から違和感なく受け入れられ、また英文社名をFから始めることにより当社名の検索を容易にするため、平成21年8月1日より現行定款第1条の当社商号の英文表記から“The”を削除し、その効力発生日について附則を設けるものであります。
- (3) 以上のほか、条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、古河電気工業株式会社と称し、英文では、 <u>The Furukawa Electric Co., Ltd.</u> と表示する。	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、古河電気工業株式会社と称し、英文では、 <u>Furukawa Electric Co., Ltd.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 〕 (条文記載省略)</p> <p>第5条 第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文記載省略) <u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文記載省略) <u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 (条文記載省略) <u>2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところに</u> <u>ついては、この限りではない。</u></p> <p>第10条 (条文記載省略) (株主名簿管理人および株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文記載省略) 2. (条文記載省略) 3. 当会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含</u> <u>む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および</u> <u>株券喪失登録簿の作成ならびに備置きそ</u> <u>他の株主名簿、新株予約権原簿および</u> <u>株券喪失登録簿に関する事務は、株主名</u> <u>簿管理人に委託し、当会社においては、</u> <u>これを取り扱わない。</u> 4. (条文記載省略) 第3章 優先株式 (優先配当金)</p> <p>第12条 当会社は、第57条に基づく剰余金の配 当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。)または優先 株式の登録株式質権者 (以下「優先登録 株式質権者」という。)に対し、普通株式 を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下 「普通登録株式質権者」という。)ならび に劣後株式を有する株主 (以下「劣後株 主」という。)または劣後株式の登録株式</p>	<p>第2条 〕 (現行どおり)</p> <p>第5条 第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人および株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原 簿の作成ならびに備置きその他の株主名 簿および新株予約権原簿に関する事務 は、株主名簿管理人に委託し、当会社に においては、これを取り扱わない。</p> <p>4. (現行どおり) 第3章 優先株式 (優先配当金)</p> <p>第11条 当会社は、第56条に基づく剰余金の配 当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。)または優先 株式の登録株式質権者 (以下「優先登録 株式質権者」という。)に対し、普通株式 を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下 「普通登録株式質権者」という。)ならび に劣後株式を有する株主 (以下「劣後株 主」という。)または劣後株式の登録株式</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、1株につき年100円を限度として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p>(優先中間配当)</p> <p>第13条 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条に定める額の2分の1を上限として、第58条に定める中間配当を行うことができる。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第14条 優先配当金の支払について、第59条の規定を準用する。</p> <p>第15条) (条文記載省略)</p> <p>第20条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 劣後株式</p> <p>(劣後配当金)</p> <p>第21条 当社は、普通株主または普通登録株式質権者に対する第57条に基づく剰余金の配当の額が1株につき年10円以下の場合、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができない。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>(劣後中間配当)</p> <p>第22条 当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、第58条に定める中間配当を行わない。</p> <p>(劣後配当金の除斥期間)</p> <p>第23条 劣後配当金の支払について、第59条の規定を準用する。</p>	<p>質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、1株につき年100円を限度として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(優先中間配当)</p> <p>第12条 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条に定める額の2分の1を上限として、第57条に定める中間配当を行うことができる。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第13条 優先配当金の支払について、第58条の規定を準用する。</p> <p>第14条) (現行どおり)</p> <p>第19条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 劣後株式</p> <p>(劣後配当金)</p> <p>第20条 当社は、普通株主または普通登録株式質権者に対する第56条に基づく剰余金の配当の額が1株につき年10円以下の場合、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができない。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(劣後中間配当)</p> <p>第21条 当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、第57条に定める中間配当を行わない。</p> <p>(劣後配当金の除斥期間)</p> <p>第22条 劣後配当金の支払について、第58条の規定を準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 〕 (条文記載省略)</p> <p>第29条 第5章 株主総会</p> <p>第30条 〕 (条文記載省略)</p> <p>第38条 (種類株主総会)</p> <p>第39条 第31条、第33条から第35条および第37条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 第32条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 第6章 取締役および取締役会</p> <p>第40条 〕 (条文記載省略)</p> <p>第48条 第7章 監査役および監査役会</p> <p>第49条 〕 (条文記載省略)</p> <p>第55条 第8章 計 算</p> <p>第56条 〕 (条文記載省略)</p> <p>第59条 (新 設)</p>	<p>第23条 〕 (現行どおり)</p> <p>第28条 第5章 株主総会</p> <p>第29条 〕 (現行どおり)</p> <p>第37条 (種類株主総会)</p> <p>第38条 第30条、第32条から第34条および第36条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 第31条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 第6章 取締役および取締役会</p> <p>第39条 〕 (現行どおり)</p> <p>第47条 第7章 監査役および監査役会</p> <p>第48条 〕 (現行どおり)</p> <p>第54条 第8章 計 算</p> <p>第55条 〕 (現行どおり)</p> <p>第58条 附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削除されるものとする。</u></p> <p>第3条 <u>第1条(商号)の変更は、平成21年8月1日から実施する。</u></p> <p>第4条 <u>前条および本条は、第1条(商号)の変更の効力発生をもって削除されるものとする。</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
1	石原 廣 司 昭和16年8月1日生	昭和40年4月 日本電信電話公社入社 平成6年6月 日本電信電話株式会社取締役 平成8年6月 同社常務取締役 平成11年1月 同社常務取締役退任 当社入社顧問 同 年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役社長、C O O 平成16年3月 当社取締役社長、C E O兼C O O 平成20年6月 当社取締役会長、C E O 現在に至る	70,000株
2	吉田 政 雄 昭和24年2月5日生	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役員常務 平成16年6月 当社常務取締役兼執行役員常務 平成18年6月 当社専務取締役兼執行役員専務 平成20年6月 当社取締役社長、C O O 現在に至る	26,000株
3	吉野 哲 夫 昭和13年11月24日生	昭和40年4月 古河鋳業株式会社入社 (現 古河機械金属株式会社) 平成9年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役社長 平成15年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 古河機械金属株式会社取締役会長 現在に至る *古河機械金属株式会社取締役会長	1,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
4	金子 崇 輔 昭和17年9月29日生	昭和41年4月 株式会社第一銀行入行 平成6年6月 株式会社第一勧業銀行取締役 (旧 株式会社第一銀行、現 株 株式会社みずほ銀行) 平成7年5月 同行常務取締役 平成9年5月 同行専務取締役 同 年6月 同行取締役副頭取 平成11年4月 同行取締役副頭取退任 第一勧業証券株式会社取締役社長 みずほ証券株式会社取締役会長 平成12年10月 同社取締役会長退任 平成14年12月 同社取締役会長退任 平成15年6月 株式会社神戸製鋼所監査役 現在に至る 清和興業株式会社顧問 (現 清和綜合建物株式会社) 平成16年4月 清和興業株式会社特別顧問 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成20年9月 清和綜合建物株式会社特別顧問退 任	9,000株
5	藤田 純 孝 昭和17年12月24日生	昭和40年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成7年6月 同社取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成11年4月 同社専務取締役 平成13年4月 同社取締役副社長 平成18年4月 同社取締役副会長 同 年6月 同社取締役副会長、社長補佐 平成19年6月 株式会社オリエントコーポレー ション取締役 現在に至る 平成20年6月 伊藤忠商事株式会社相談役 現在に至る 当社取締役 現在に至る 日本興亜損害保険株式会社監査役 現在に至る	0株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位 お よ び 担 当 * 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	北 野 谷 惇 昭和20年10月8日生	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役エレクトロニクス・コンポーネント事業部長 平成15年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、エレクトロニクス・コンポーネント事業部長 平成16年4月 当社常務取締役兼執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長 平成18年6月 当社専務取締役兼執行役員専務、電装・エレクトロニクスカンパニー長 平成20年6月 当社取締役兼執行役員副社長、CMO 現在に至る	5,000株
7	中 野 耕 作 昭和21年8月30日生	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役金属カンパニー副カンパニー長 平成15年6月 当社執行役員常務、金属カンパニー長 平成18年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、CPO兼CTO兼研究開発本部長 平成19年6月 当社専務取締役兼執行役員専務、CPO兼CTO兼研究開発本部長 平成20年6月 当社取締役兼執行役員専務、CPO兼CTO兼研究開発本部長 現在に至る	22,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
8	室田 勝比古 昭和25年10月12日生	<p>昭和49年4月 当社入社</p> <p>平成16年6月 当社執行役員、情報通信カンパニー海外事業推進室長</p> <p>平成17年5月 当社執行役員、情報通信カンパニー海外事業統括兼同カンパニー製造統括</p> <p>同 年6月 当社執行役員、情報通信カンパニー副カンパニー長</p> <p>同 年12月 当社執行役員常務、OFS Fitel, LLC 会長 兼 CEO 兼 OFS BrightWave, LLC 会長兼CEO</p> <p>平成18年9月 当社執行役員常務、OFS Fitel, LLC 会長兼CEO</p> <p>平成20年6月 当社取締役兼執行役員常務、情報通信カンパニー長</p> <p>現在に至る</p>	1,000株
9	櫻 日出雄 昭和26年7月19日生	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成16年6月 当社執行役員、経理部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役兼執行役員、CFO 兼 経理部長</p> <p>平成18年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO</p> <p>同 年8月 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO 兼 J-SOX 対応プロジェクトチーム長</p> <p>平成20年6月 当社取締役兼執行役員常務、CFO 兼 J-SOX 対応プロジェクトチーム長</p> <p>同 年12月 当社取締役兼執行役員常務、CFO</p> <p>現在に至る</p>	10,000株
10	立川 直臣 昭和26年1月27日生	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成17年6月 当社執行役員、人事総務部長</p> <p>平成19年6月 当社執行役員常務、人事総務部長</p> <p>平成20年2月 当社執行役員常務、人事総務部長兼経営研究所長</p> <p>同 年6月 当社取締役兼執行役員常務、CSO</p> <p>平成21年1月 当社取締役兼執行役員常務、CSO 兼経営企画室長</p> <p>現在に至る</p>	19,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
11	柳 本 正 博 昭和23年9月8日生	昭和46年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員、中部支社長 平成19年2月 当社執行役員、電装・エレクトロニクスカンパニー副カンパニー長兼中部支社長 同 年4月 当社執行役員、電装・エレクトロニクスカンパニー副カンパニー長兼同カンパニー自動車部品事業部長兼同事業部営業統括部長 同 年6月 当社執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー副カンパニー長兼同カンパニー自動車部品事業部長兼同事業部営業統括部長 平成20年6月 当社取締役兼執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長兼同カンパニー自動車部品事業部長現在に至る	6,000株
12	佐 藤 哲 哉 昭和27年12月4日生	昭和50年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成13年1月 原子力安全・保安院審議官（産業保安担当） 平成14年7月 大臣官房審議官（基準認証担当） 平成16年6月 退官 同 年7月 商工組合中央金庫理事 平成18年7月 同理事退任 同 年8月 当社執行役員、輸出管理室長 平成19年2月 当社執行役員、CSR O兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長 同 年6月 当社取締役兼執行役員、CSR O兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長 現在に至る	4,000株

(注) 1. 吉野哲夫氏は、古河機械金属株式会社の代表取締役であり、当社は、同社からの不動産の賃借および同社との製品の売買等の取引関係があります。

2. 社外取締役候補者に関する事項

①吉野哲夫氏、金子崇輔氏および藤田純孝氏は、社外取締役候補者です。

②社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

・吉野哲夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

同氏は、直近事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）において、当該年度中に開催された取締役会21回のうち18回出席し、非鉄金属メーカーの経営者とし

での豊富な知識・経験を有し、主に事業再編や各種年度計画等の議案につき、事業運営に関する判断軸や市場動向、環境問題に関する知見を提示するとともに、コンプライアンス体制整備に関する提言等を行い、当社の適正な業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役役に選任をお願いするものです。

・金子崇輔氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

同氏は、直近事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）において、当該年度中に開催された取締役会21回のうち16回出席し、金融機関の経営者を歴任した経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、主に事業計画や出資、リスクマネジメント等に関する議案につき、計画の内容を質し、グループ全体としてのリスク管理・回避の方策を例示し、またコンプライアンス意識の徹底を求める等、当社の適正な業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役役に選任をお願いするものです。

・藤田純孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

同氏は、平成20年6月26日開催の第186回定時株主総会での選任後に開催された取締役会16回のうち14回出席し、商社の経営者としての豊富な知識・経験から、出資や企業会計、各種年度計画等の議案につき、方針を質し、グローバル経営の視点での提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、当社の適正な業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役役に選任をお願いするものです。

③当社社外取締役在任中における不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

・当社グループでは、他業界での事例を契機として、JIS規格に義務付けられた性能試験の実施状況について総点検を行った結果、平成20年8月に、大阪事業所の銅・銅合金の板・管製品の一部について、JIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出していることが判明し、JISマーク認証の取消処分を受けました（平成21年4月9日認証を再取得）。また、架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、平成19年2月までの間に独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、平成21年3月30日付で排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当社はこれらの事実を受け、再発防止策を講ずるとともに、法令遵守体制のさらなる強化に努めております。

・吉野哲夫氏、金子崇輔氏および藤田純孝氏は、いずれも上記の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。これらの事実の発生後は、当該事実および対応方針が報告、審議された当社取締役会等においてコンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めました。

④過去5年間における他の株式会社役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

・吉野哲夫氏は、平成9年6月に古河機械金属株式会社の取締役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成17年9月に鋼製橋梁談合事件に関して公正取引委員会より排除勧告を受け、これを応諾いたしました。また、平成20年4月に東京都下水道局発注のポンプ設備工事に関して、公正取引委員会より入札談合があったとして審決を受けました。同氏は、日頃からコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、

これを推進するとともに、コンプライアンス意識の徹底を図っておりました。上記事実の判明後は、これらの事実を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守に関するあらゆる面の整備・強化について、経営の喫緊の重要課題として取り組みました。

・金子崇輔氏は、平成15年6月に株式会社神戸製鋼所の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成17年9月に鋼製橋梁談合事件に関して公正取引委員会より排除勧告を受け、これを応諾いたしました。同氏は、問題の判明まで独占禁止法に違反する事実があったことを認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。

また、平成18年5月に同社の加古川製鉄所および神戸製鉄所におけるばい煙の排出基準逸脱、データの不適正な取り扱いおよび所管当局に対するボイラ設備事故の未報告などの事象が社内調査で判明しました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。

これらの事実の発生後、同氏は、取締役会において、社内処分の適正性などについて意見表明を行い、責任の重さ等を十分に考慮した処分を求める提言を行いました。さらに、取締役会に対して、法令遵守状況の調査を強く求める提言を行いました。

平成21年2月には、加古川製鉄所、高砂製作所および長府製造所において、同社労働組合の推薦する議員候補者の後援会に対し、長年にわたりその活動費用の一部を肩代わりするという不適切な支出が行われていたことが判明いたしました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいは法令遵守の視点に立った提言を取締役会等で行い、注意喚起しておりました。

当該事実の発生後、同氏は取締役会において、同社は責任を十分に認識した上で、再発防止に向けて全力で取り組むべきであるとの意見表明を行っております。また、監査役会の総意として、改革と再発防止策の構築に協力をしていくとの意見表明も行われており、取締役会終了後に開催された監査役会においても、同氏は内部統制システムの運用の観点から、監査役会として独自に調査を行うことが必要であるとの提言を行いました。

・藤田純孝氏は、平成7年6月から平成20年6月までの間、伊藤忠商事株式会社の取締役に就任しておりましたが、同社は、平成20年10月に、機械カンパニー、産機ソリューション部門、建機・海外プロジェクト部の営業課において、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械及び資機材等をモンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引における、物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に実施されており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明しました。同氏は、本件の原因事実に関与しておらず、また日頃から取締役会等においてコンプライアンス・内部統制の強化に注力しておりました。

⑤責任限定契約の締結内容の概要

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、吉野哲夫氏、金子崇輔氏および藤田純孝氏は、社外取締役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれ

か高い額です。

⑥その他社外取締役候補者に関する事項

- ・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。
- ・社外取締役候補者は、役員報酬を除き、いずれも過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役工藤正氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏名 生年月日	略歴、地位および担当	所有する当社株式の数
工藤正 昭和18年7月9日生	昭和42年4月 株式会社第一銀行入行	0株
	平成7年6月 株式会社第一勧業銀行取締役 (旧 株式会社第一銀行、現 株式会社みずほ銀行)	
	平成9年5月 同行常務取締役	
	平成10年5月 同行専務取締役	
	平成11年4月 同行取締役副頭取	
	平成14年1月 同行取締役副頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役	
	同 年4月 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役	
	平成15年1月 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼株式会社みずほホールディングス取締役	
	平成16年3月 株式会社みずほ銀行取締役頭取退任 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役退任 株式会社みずほホールディングス取締役退任	
	同 年4月 株式会社みずほ銀行理事	
	平成17年6月 当社監査役 現在に至る	
	平成21年3月 株式会社みずほ銀行理事退任	
	同 年4月 中央不動産株式会社特別顧問 現在に至る	

(注) 1. 工藤正氏は、社外監査役候補者です。

2. 社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

工藤正氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

同氏は、直近事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）において、当該年度中に開催された取締役会21回のうち18回および監査役会8回すべてに出席し、金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見を有し、取締役会にお

いては、リスク管理等の観点から、主に事業再編や各種年度計画、リスクマネジメント等の議案につき、事業における適切な評価軸・観点を提示し、またコンプライアンス意識の徹底、グループ全体の管理体制の一層の向上を求める等、当社における適正な監査に寄与してきたことから、引き続き社外監査役に選任をお願いするものです。

3. 当社社外監査役在任中における不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

工藤正氏は、平成17年6月に当社の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、平成17年10月、当社の一部において、労働基準法に違反する不適切な時間外労働管理による賃金未払の事実があることが判明しました。当社は直ちに再発防止策を講ずるとともに実態調査を実施して未払賃金の精算を行い、これらの事実を公表しております。平成20年8月には、他業界での事例を契機として、当社グループ内で、JIS規格に義務付けられた性能試験の実施状況について総点検を行った結果、大阪事業所の銅・銅合金の板・管製品の一部について、JIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出していることが判明し、JISマーク認証の取消処分を受けました（平成21年4月9日認証を再取得）。また、架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、平成19年2月までの間に独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、平成21年3月30日付で排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当社はこれらの事実を受け、再発防止策を講ずるとともに、法令遵守体制のさらなる強化に努めております。

同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。これらの事実の発生後、同氏は、当該事実および対応方針が報告、審議された当社取締役会等において事実の解明やコンプライアンス意識の徹底を求め、またグループ全体での体制について提言を行いました。

4. 過去5年間における他の株式会社社員の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

工藤正氏は、平成17年6月に伊藤忠商事株式会社の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成20年10月に、機械カンパニー、産機ソリューション部門、建機・海外プロジェクト部の営業課において、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械及び資機材等をモンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引における、物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に実施されており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明しました。

同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンス・内部統制の観点から提言を行っておりました。当該事実の発生後、同氏は、当該事実に関する調査結果を踏まえた再発防止策の重要性について意見表明を行いました。

5. 責任限定契約の締結内容の概要

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、工藤正氏は、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

6. その他社外監査役候補者に関する事項

・当社または当社の特定期係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該

業務執行者であった事実はありません。

・役員報酬を除き、過去2年間に於いて当社または当社の特典関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。

・当社または当社の特典関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の監査役の選任に関する決議が効力を有する期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏名 生年月日	略 歴	所有する当社株式の数
頃 安 健 司 昭和17年4月16日生	昭和42年4月 検事任官	0株
	平成5年4月 最高検察庁検事	
	同 年12月 大津地方検察庁検事正	
	平成8年1月 法務省官房長	
	平成9年12月 最高検察庁総務部長	
	平成11年4月 最高検察庁刑事部長	
	同 年12月 法務総合研究所長	
	平成13年5月 札幌高等検察庁検事長	
	平成14年6月 名古屋高等検察庁検事長	
	平成15年2月 大阪高等検察庁検事長	
	平成16年6月 同退官	
	同 年7月 東京永和法律事務所入所	
	同 年8月 株式会社ベルシステム24取締役	
	平成17年3月 株式会社平和監査役 現在に至る	
	同 年6月 東海旅客鉄道株式会社取締役 現在に至る	
	同 年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 現在に至る	
平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 現在に至る		
同 年5月 株式会社ベルシステム24取締役退任		
同 年7月 T M I 総合法律事務所入所 現在に至る		

- (注) 1. 頃安健司氏は、当社の顧問弁護士です。
 2. 頃安健司氏は、補欠の社外監査役候補者です。
 3. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

頃安健司氏は、現在当社の補欠の社外監査役です。

同氏は、法曹として長年の経験を有していることから、法律の専門家として高い見識により、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の社外

監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、さらに他社の社外取締役および社外監査役としての経験により企業法務に精通し、企業経営に関する十分な知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4. 過去5年間における他の株式会社の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

頃安健司氏は、平成17年6月に三井住友海上火災保険株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、同社において、終身医療保険等第三分野商品にかかる保険金の不適切な不払い、臨時費用保険金等付随的な保険金の支払いもれ等の事実があり、このため同社は平成18年6月、金融庁から保険業法第133条の規定に基づく業務の一部停止命令および同法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。

同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識しておりませんが、従前より、同社の取締役会等において法令遵守や顧客保護を求めており、この件に関しては、同社において業務運営を抜本的に見直すにあたり、再発防止に向けた適切な対策を講ずることを求める等、その職責を果たしております。

5. 責任限定契約の締結の予定について

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。

頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

6. その他補欠社外監査役の候補者に関する事項

・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。

・過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、当社および当社の子会社との顧問契約に基づく顧問料の支払いを除き、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。

・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

I. インターネットによる議決権の行使について

1. 行使に際してご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合、次の事項をご了承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(下記URLをご参照ください)をご利用いただくことによるのみ可能です。また、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。総会毎に、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 議決権行使書用紙とインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合、最後の行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (4) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしてください。ただし、午前3時～午前5時はアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成21年6月24日(水曜日)午後5時までに、議案の賛否の登録等を行ってください。

3. ご利用環境について

- (1) パソコン：Windows機種(携帯電話、PDAおよびゲーム機には対応していません)
- (2) ブラウザ：Microsoft Internet Explorer5.5以上
- (3) インターネット環境：プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- (4) 画面解像度：1024×768ピクセル以上をご推奨いたします。

4. セキュリティについて

本インターネットによる議決権行使におきましては、情報が改竄・盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用しております。

なお、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものですので、他人に絶対知られないようご注意ください。また、当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

II. (機関投資家向け) 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

【お問い合わせ先】

1. インターネットによる議決権行使に関する専用お問い合わせ先(パソコンの操作方法等)
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話**0120-768-524**(フリーダイヤル)(受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後9時)
2. 上記1以外の株式事務に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話**0120-288-324**(フリーダイヤル)(受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時)

×

ε

×

ε

株主総会会場略図

会場 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階プロビデンスホール
電話 (03) 3432-1111

下車駅	J R山手線・京浜東北線	浜松町駅から (北口)	徒歩約10分
	都営地下鉄三田線	御成門駅から (A1出口)	徒歩約1分
	都営地下鉄浅草線 都営地下鉄大江戸線	} 大門駅から (A6出口)	徒歩約7分



お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。